

尖閣諸島における  
中共の法律戦、歴史戦へのエスカレーションリスクの分析

中国が日本に要求する  
**「4つの原則的共通認識」の罠**

一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム  
理事長 仲村覚



一般社団法人  
日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

仲村 覚  
2021/2/17



中文



日本語

## 中日両国が第12回高級事務レベル海洋協議

2021/02/04

双方は、中日首脳による共通認識と**4項目の原則的共通認識**を全面的に実行に移し、対話を通じて矛盾・意見の相違を適切に処理し、海洋分野の協力を実務的に推し進め、共に努力して**東中国海を平和、協力、友好の海**にすることを確認した。

双方は東中国海の平和・安定を守ることの重要性を強調し、出来るだけ早く防衛当局の海空連絡メカニズム年度会議と専門会議を開いて、同メカニズム下のホットライン設置プロセスを早急にスタートさせ、危機管理を強め、不測の事態を防ぐようすることで合意した。双方は**以前得られた東中国海問題の原則的共通認識**に基づいて、**東中国海の資源共同開発**を引き続き検討したいとした。

中国は釣魚島問題における厳正な立場を改めて表明し、日本に事態を複雑化させる動きを回避するよう求めた。中国は日本が「中日漁業協定」を真剣に実行に移し、中国と共に関係海域の漁業秩序を守るよう促した。中国は質問に応じて、「中華人民共和国海警法」の関係内容を説明し、同法の制定は中国の通常の立法活動であり、国際法と国際慣行に完全にかなうものだと強調した。





中文



日本語

## 中日両国が第12回高級事務レベル海洋協議

2021/02/04

双方は海洋関連の具体的協力について、以下の共通認識を得た。

- 一. 「中日海上捜索救助協定」の枠組み下で、**中国海上捜索救助センターと日本海上保安庁が地方窓口間の協力を強化し、さまざまな形式の共同演習を繰り広げるよう後押しする。**
- 二. **中国海警局と日本海上保安庁が海上犯罪の取り締まりおよび法執行従事者の交流などの面で一段と協力を繰り広げるのを支持する。**
- 三. 海洋環境保護交流を強化する。双方は、「中日海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム第2回会合および第2回中日海洋ごみワークショップ」での共通認識を確認し、海洋プラスチックごみ防止・処理協力を一段と繰り広げる。
- 四. **外交当局海洋事務従事者の相互訪問を引き続き繰り広げ、海洋関連問題若手職員間の交流を促進し、海洋関連シンクタンク、学術および教育機関間の往来・協力を支援する。**
- 五. 違法操業取り締まり、うなぎ資源管理および北太平洋の漁業資源保護について協力を強化する。



## 第12回日中高級事務レベル海洋協議（結果）

令和3年2月4日

2月3日、第12回日中高級事務レベル海洋協議がオンラインにて開催されたところ、概要は以下のとおりです。

- 同協議には、日本側から、外務省のほか、国家安全保障局、水産庁、資源エネルギー庁、海上保安庁、環境省及び防衛省が、また、中国側から、外交部のほか、中央外事工作委員会弁公室、国防部、自然資源部、生態環境部、交通運輸部、農業農村部、国家能源局、中国海警局等が参加しました。
- 双方は、1月20日に行われた団長間協議に続き、全体会議のほか、（1）海上法執行及び海上安全、（2）海上防衛、（3）海洋経済の3つのワーキンググループに分かれて会議を行い、東シナ海等に関する様々な問題について意見交換を行い、海洋分野における協力の在り方や懸念について議論しました。
- 我が方から、日本漁船への接近を含む個別の事象にも言及しつつ、尖閣諸島周辺海域等の東シナ海を始めとする海洋・安全保障分野の課題にかかる我が国の立場、懸念を改めて申し入れ、中国側の行動を強く求めました。また、海警法等について、国際法と整合的に運用されるよう求め、我が国の強い懸念を伝えました。
- 我が方から、日本海の大和堆周辺水域における違法操業について、中国側の対応を改めて強く要請するとともに、意思疎通を強化していくことを確認しました。
- 双方は、東シナ海資源開発に関する「**2008年合意**」について、同合意の実施に向けて引き続き意思疎通を続けていくことを確認しました。
- 中国側から、東電福島第一原発の処理水について関心が示され、我が方から透明性をもって現状を説明するとともに、今後も意思疎通していくことを確認しました。



## 第12回日中高級事務レベル海洋協議（結果）

令和3年2月4日

双方は、東シナ海を「平和・協力・友好」の海とするとの目標を実現していく観点からも、**海洋分野における具体的な協力・交流を推進していくことで一致しました。**

1. 双方は、「日中防衛当局間における海空連絡メカニズム」の「日中防衛当局間のホットライン」について早期開設に向けた調整が着実に進展していることを改めて歓迎し、その実現に向け、双方が調整を更に加速させていくことで一致しました。双方は、ハイレベルの相互訪問など、防衛当局間における意思疎通を継続していくことで一致しました。
2. 双方は、2019年2月に発効した日中海上捜索・救助（SAR）協定を踏まえた海上捜索救助協力強化に関する情報交換等を行い、海上保安庁と中国海上捜索救助センターは、引き続き、地方窓口間の通信訓練等の共同演習の実施を含む円滑・効率的な海上捜索救助に協力して取り組むことで一致しました。また、双方は、海上犯罪取締りに関する連携強化についての意思疎通を推進していくことで一致しました。
3. 双方は、日中海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム第2回会合及び第2回日中海洋ごみワークショップでの合意事項について同意し、モニタリングデータの共有や、G20・国連環境総会等の枠組を活用して国際枠組に基づく行動の促進に協力していくことで一致しました。
4. 双方は、**日中海洋事務従事者交流**の枠組み等を活用し、両国の海洋分野における担当若手職員間の相互理解を引き続き増進していくことで一致しました。





## 「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日共同声明

2008年5月7日、東京

胡錦濤中華人民共和国主席は、日本国政府の招待に応じ、2008年5月6日から10日まで国賓として日本国を公式訪問した。胡錦濤主席は、日本国滞在中、天皇陛下と会見した。また、**福田康夫内閣総理大臣**と会談を行い、「戦略的互恵関係」の包括的推進に関し、多くの共通認識に達し、以下のとおり共同声明を発出した。

双方は、1972年9月29日に発表された日中共同声明、1978年8月12日に署名された**日中平和友好条約**及び1998年11月26日に発表された**日中共同宣言**が、日中関係を安定的に発展させ、未来を切り開く政治的基礎であることを改めて表明し、三つの文書の諸原則を引き続き遵守することを確認した。また、双方は、**2006年10月8日及び2007年4月11日の日中共同プレス発表にある共通認識**を引き続き堅持し、全面的に実施することを確認した。

**安倍総理大臣**

**日中共同プレス発表** 2006年10月8日

6. 双方は、東シナ海を平和・協力・友好の海とするため、双方が対話と協議を堅持し、意見の相違を適切に解決すべきであることを確認した。また、双方は、東シナ海問題に関する協議のプロセスを加速し、**共同開発**という大きな方向を堅持し、双方が受け入れ可能な解決の方法を模索することを確認した。

**アジア**

2007年4月11日

6. 双方は、東シナ海問題を適切に処理するため、以下の共通認識に達した。

- (1) **東シナ海を平和・協力・友好の海とすることを堅持する。**
- (2) 最終的な境界画定までの間の暫定的な枠組みとして、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互恵の原則に基づき共同開発を行う。
- (3) 必要に応じ、従来よりハイレベルの協議を行う。
- (4) **双方が受け入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行う。**
- (5) 協議のプロセスを加速させ、本年秋に共同開発の具体的方策につき首脳に報告することを目指す。



## 外交部、「釣魚島とその付属島嶼は中国固有の領土」

人民網日本語版 2020年05月12日13:10

外交部例行記者会  
2020年5月11日

11日に行われた中国外交部（外務省）の定例記者会見で、「中国海警局が釣魚島（日本名・尖閣諸島）海域で日本の漁船を追尾した」件に関する記者の質問に対し、外交部の趙立堅報道官は、「釣魚島及びその付属島嶼は中国の固有の領土であり、釣魚島海域を巡航し法執行を行うことは中国の固有の権利だ。**我々は日本側に四つの原則的共通認識の精神を遵守し、釣魚島問題において新たなもめ事が起こることを避け、実際の行動で東中国海情勢の安定を守るよう要求する**」と強調した。

趙報道官はさらに、「中国海警局は先ごろ、釣魚島海域を定期巡航した際、日本の漁船1隻が中国の領海内で違法に操業していることを発見した。中国海警船は法に基づいてこの漁船を追跡監視し、直ちに操業を停止して関連海域を出るよう要求し、日本海上保安庁の船舶による違法な妨害に断固として対応した。中国はすでに外交ルートを通じてこの件について日本側に厳正な申し入れを行い、直ちに権利侵害行為をやめるよう日本側に促した」と述べた。（編集AK）

「人民網日本語版」2020年5月12日

外務省：釣魚島の海域で巡航法執行を行うことは中国固有の権利  
CCTVニュース2020年7月22日21:47（仲村翻訳）

中国外務省は本日（22日）定例記者会見を行いました。会見で、記者は中国沿岸警備隊船が釣魚島の水域を100日間連続して巡回していることを尋ね、日本側は繰り返し中国側に抗議している。なぜ中国はこの地域をクルーズするのですか？それに応えて、外務省のスポーツマン、Wang Wenbin氏は、釣魚島とその付属島は古代から中国固有の領土であると述べました。釣魚島の海域で中国沿岸警備隊船によるパトロール実施を実施することは中国固有の権利です。日本側からのいわゆる「抗議」は受け付けておりません。両当事者は、**4点原則的共通認識**に従って行動し、現場での管理と制御を適切に行い、状況の拡大を防ぐ必要があります。（編集：陰惠仙）

&lt;原文&gt;

 央视网 新闻

国内 | 国際 | 经济 |

外交部：在钓鱼岛海域开展巡航执法是中方固有权利

央视新闻客户端 央视新闻客户端 2020年07月22日 21:47

A- A+ 我要分享

中国外交部今天（22日）举行例行记者会。会上，有记者问，中方海警船已连续100天在钓鱼岛海域巡航，日方已向中方反复抗议。中方为何在该海域巡航？对此，外交部发言人汪文斌表示，钓鱼岛及其附属岛屿自古以来就是中国固有领土。中国海警船在钓鱼岛海域开展巡航执法是中方固有权利。我们不接受日方所谓“抗议”。双方应按**四点原则共识行事**，做好现场管控，防止事态升级。（总台央视记者 黄惠馨 靳丹妮）

昭和47年の日中共同声明に始める  
日中間で交わした4つの政治文書のこと

（编辑 尹惠仙）

仲村覚  
2021/2/17

一般社団法人  
日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

人民網日本語版 &gt;&gt; 政治

## 王毅部長、釣魚島問題でコメント「中国側は最近の状況に非常に注目」

人民網日本語版 2020年11月26日11:12



王毅国務委員兼外交部長（外相）は日本時間11月25日、東京で、釣魚島問題についての質問に応じた際、「中国側は釣魚島の最近の状況に非常に注目している。事実としては、このところ、日本側の所属不明の漁船が繰り返し釣魚島の敏感な海域に進入しており、中国側はやむを得ず必要な対応をしているという状況だ。この問題に関する中国側の立場は明確であり、我々は自身の主権を引き続き断固として守ると同時に、次の3点を希望する。1点目は、双方が中日が達した四つの原則的共通認識を適切に遵守すること。2点目は、敏感な海域において事態を複雑化させる行動を避けること。3点目は、問題が起きた場合は、迅速に意思疎通を行い、適切に処理するということだ」と述べた。また王部長は、「中日双方が共に努力するべきだ。東中国海を本当の意味で平和の海、友好の海、協力の海にすることは、中日両国民の根本的かつ長期的利益に合致する」と述べた。（編集 AK）

「人民網日本語版」2020年11月26日



1/18(月) 9:30配信

石垣市が昨年10月、尖閣諸島の字名を「登野城尖閣」に変更する前、**中国駐福岡総領事館から市に対し、電話で再三の抗議があったことが分かった。**字名変更を中止させるため、市に直接、圧力を掛ける意図があったと見られる。

尖閣諸島の字名は当初「登野城」だったが、2015年、元自衛官の奥茂治氏（72）=那覇市在=が市に対し、字名に「尖閣」を加えるよう陳情した。

市議会では一般質問で仲間均市議がこの件を取り上げ、17年、中山義隆市長が字名変更の議案を議会に上程する考えを表明。全国紙でも報道された。

市によると、議案提出前の17年12月6日、**中国駐福岡総領事館の担当者から「市長に抗議したい」と電話があった。**市の担当者が、まだ議案が提出されていないことを説明すると、同総領事館からは**6日後、「議会に議案を出したのか」と問い合わせの電話があった。**

市は議案の提案をいったん見送ったが、市議会は18年6月25日、尖閣諸島の字名変更を求める決議を可決した。

2日後、同総領事館の担当者が電話で市に対し「**決議は極めて残念**」「**中日関係がやっと正常に戻ったところで、このことは中国主権の侵害になる**」「**中日両国の4項目の共通認識をきちんと守ってもらいたい**」「**長期的に友好関係を保つため努力してほしい**」と申し入れた。

7月2日には、同総領事館から申し入れに対する市の対応を問う電話が入った。市の担当者は「議会事務局に電話の内容を伝えた」と回答した。

市は20年6月9日、市議会に字名変更の議案を提出。これに対し19日、**同総領事館の担当者が電話で「(尖閣諸島の)名称を変更しても、中国固有の領土であることに変わりはない」と市に抗議した。**議案は23日に賛成多数で可決され、10月1日から施行された。

字名変更を陳情した奥氏は、字名変更の動きに対する中国側の圧力について「とんでもないの一言だ。尖閣諸島は日本の領土なのに、なぜ中国が抗議するのか。字名変更までの経緯を、国民にもきちんと知ってほしい」と話した。

字名変更を巡っては、17年12月に市の姉妹都市・台湾蘇澳鎮から問い合わせの書簡があり、市は回答で理解を求めた。

# 中国外交部が日本に遵守を求めている内容② 日中共同声明の遵守を重ねて求める



Google カスタム検索



検索

## 中華人民共和国

### 日中関係の改善に向けた話し合い

平成26年11月7日  
[英語版 \(English\)](#)



日中関係の改善に向け、これまで両国政府間で静かな話し合いを続けてきたが、今般、以下の諸点につき意見の一一致をみた。

- 1 双方は、日中間の四つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互恵関係を引き続き発展させていくことを確認した。
- 2 双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、両国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一一致をみた。
- 3 双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一一致をみた。
- 4 双方は、様々な多国間・二国間のチャンネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることにつき意見の一一致をみた。

昭和47年

### <日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明>

(抜粋)

- 一、日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 二、日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
- 三、中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、**ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。**

昭和53年

### 日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

(抜粋)

日本国及び中華人民共和国は、1972年9月29日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を発出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもつて回顧し、前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国 外務大臣 園田 直  
中華人民共和国 外交部長 黄 華

平成10年

### 平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する

#### 日中共同宣言

(抜粋)

双方は、過去を直視し歴史を正しく認識することが、日中関係を発展させる重要な基礎であると考える。日本側は、1972年の日中共同声明及び1995年8月15日の内閣総理大臣談話を遵守し、過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた責任を痛感し、これに対し深い反省を表明した。中国側は、日本側が歴史の教訓に学び、平和発展の道を堅持することを希望する。双方は、この基礎の上に長きにわたる友好関係を発展させる。

平成20年

### 「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明

(抜粋)

双方は、1972年9月29日に発表された日中共同声明、1978年8月12日に署名された日中平和友好条約及び1998年11月26日に発表された日中共同宣言が、日中関係を安定的に発展させ、未来を切り開く政治的基礎であることを改めて表明し、三つの文書の諸原則を引き続き遵守することを確認した。また、双方は、2006年10月8日及び2007年4月11日の日中共同プレス発表にある共通認識を引き続き堅持し、全面的に実施することを確認した。



# 4つの基本文書の遵守を認める日本政府とそこに潜む罠

4つの基本文書>日共同声明>ポツダム宣言>カイロ宣言

## 中国外交部が日本に遵守を求めている内容① 「ポツダム宣言」「カイロ宣言」

外務省  
Ministry of Foreign Affairs of Japan

Google カスタム検索 検索

中華人民共和国

日中関係の改善に向けた話合い

平成26年11月7日  
英語版 (English)

ツイート いいね！ 1 シェア メール

日中関係の改善に向け、これまで両国政府間で静かな話し合いを続けてきたが、今般、以下の諸点につき意見の一致をみた。

- 1 双方は、日中間の四つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互恵関係を引き続き発展させていくことを確認した。
- 2 双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、両国関係に影響する政治的困難を克服することを若干の認識の一致をみた。
- 3 双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた。
- 4 双方は、様々な多国間・二国間のチャンネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることにつき意見の一致をみた。

### <カイロ宣言>

同盟国の目的は、1914年の第一次世界戦争の開始以後に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国からではなく奪すこと、並びに満洲、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある。日本国は、また、暴力及び強姦により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される。

※チャイナは、「澎湖島のような島々に琉球も含まれる。」と解釈。

### <ポツダム宣言>

8条：カイロ宣言の条項は履行さるべきものとし、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びわれわれの決定する周辺小諸島に限定するものとする。

※チャイナは、ポツダム宣言第8条にかかれている「われわれ」の中に中華民国もふくまれ、日共同声明で唯一の合法政府であるとした中華人民共和国もふくまれるのであり、それを無視して締結された沖縄返還協定は向こうであるという立場をとる。

### <日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明>

- 一. 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 二. 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
- 三. 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、**ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。**



## 釣魚島が日本のものではない4つの理由

ここには4つの問題がある。第1に「サンフランシスコ講和条約」の合法性の問題。第2に釣魚列島が琉球列島に属すのか否かという問題。第3に琉球列島が日本に属すのか否かという問題。第4に戦後の日本の領土は結局どの範囲なのかという問題だ。これら4つの問題は互いに絡み合っているが、その中心にあるのは琉球列島の帰属の問題だ。

**第1に「サンフランシスコ講和条約」は不法な条約だ。**1951年9月4日、米国は一方的に52カ国を招請し、サンフランシスコで対日講和会議を行った。だが第二次大戦で日本軍国主義の侵略を迎撃した主力である中国は荒々しく締め出された。「サンフランシスコ講和条約」で日本は琉球諸島と小笠原諸島を米国を唯一の施政権者とする国際連合の信託統治下に置くことに同意した。同年9月18日、中国政府は講和条約の合法性を認めないとの声明を発表した。

**第2に釣魚列島は琉球列島ではなく中国に属している。**「サンフランシスコ講和条約」第二章第三条で国連の信託統治下に置くと定めた領土に釣魚島は含まれていない。

**第3に琉球諸島は日本に属さない。**琉球はかつて中国の藩属国だったのだ。琉球諸島は紀元1372年から中国の明朝に朝貢を始めた。国王は明朝の冊封を受け、官民は実際に頻繁に明朝と往来していた。1879年に日本が出兵し、占領するまで琉球王国はずっと中国の朝廷に直属する独立王国であり、その国民の大部分は福建省、浙江省、台湾沿海地区の住民であり、祖国大陸と血筋が相連なるのみならず、言語も文字もみな中國語であり、法制や制度も大陸の朝廷と完全に一致していたのだ。

**第4に「ポツダム宣言」第8条は「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州、四国及吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と定めている。**戦後の日本の版図に琉球諸島は全く含まれておらず、釣魚列島にいたっては論外であることがここにはっきりと示されている。これが戦後の取り決めなのだ。日本はこれに服なければならない。（編集NA）

「人民網日本語版」2012年7月26日

## 外交部：中国は「サンフランシスコ講和条約」を断じて承認せず

外交部（外務省）の洪磊報道官は30日の定例記者会見で「**中国政府は『サンフランシスコ講和条約』は不法で無効との認識であり、断じて承認できない**」と表明した。

記者：日本の菅義偉内閣官房長官は29日「釣魚島（日本名・尖閣諸島）は馬關條約（下関條約）締結以前から日本の領土であり、ポツダム宣言以前ならなおさらそうだ。日本の領土はサンフランシスコ講和条約で法的に確定された」と述べた。これについて中国側のコメントは。

洪報道官：1895年、日本は甲午戦争（日清戦争）で中国的清政府の敗色が決定的となったのを利用して、秘密裏に釣魚島を日本の版図に編入した。これは不法な窃取行為だ。続いて日本は清政府に、不平等な馬關條約を締結して、釣魚島を含む「台湾全島及び全ての附属各島嶼」を割譲することを強制した。

1943年12月、中米英三カ国首脳はカイロ宣言を発表し、日本が中国から盗み取った領土の中国への返還を定めた。1945年7月のポツダム宣言は、カイロ宣言の条項は履行されるべきと再確認した。1945年8月、日本の天皇は終戦の詔書で、ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏することを宣言した。**1972年9月の中日国交正常化時に署名された中日共同声明は「日本側はポツダム宣言第8条に基づく立場を堅持する」と明記している。**

中国政府は、「サンフランシスコ講和条約」は中華人民共和国が準備、立案及び調印に参加しておらず、不法で、無効であり、断じて承認できないと、繰り返し厳粛に声明している。釣魚島が琉球の一部であったことはない。「サンフランシスコ講和条約」第3条の信託統治範囲にも釣魚島は含まれていない。（編集NA）

「人民網日本語版」2013年5月31日

# 沖縄県民を先住民族とする国連勧告の一覧

沖縄に関する主な国連勧告（抜粋）		
年月日	委員会	重要部分の抜粋
2008年 10月30日	自由権規約 委員会	国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼等の文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼等の土地の権利を認めるべきだ。通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球の人々の文化や歴史を含めるべきだ。
2010年 4月6日	人種差別 撤廃委員会	委員会は、沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析をあらためて表明する。
2014年 8月20日	自由権規約 委員会	締約国（日本）は法制を改正し、アイヌ、琉球及び沖縄のコミュニティーの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分保障するためのさらなる措置を取るべきである。
2014年 9月26日	人種差別 撤廃委員会	締約国（日本）が琉球の権利の促進及び保護に関連する問題について、琉球の代表との協議を強化することを勧告する。
2018年 8月30日	人種差別 撤廃委員会	締約国（日本）は琉球を先住民族と認識し、その保護のための措置を強化し、適切な安全性を確保するよう勧告する。女性を含む琉球/沖縄の人々を暴力から保護し、加害者に対する適切な訴追と有罪判決を確実にするよう勧告する。



# 在沖米軍基地を撤去を可能にする先住民族の権利

※日本政府も批准

The screenshot shows the homepage of Ryukyu Shimpo. At the top, there's a language switch from English to Japanese, a menu bar with links like 'トップ' (Top), '写真・動画' (Photos/Videos), '特集' (Special Feature), '社説・コラム' (Editorial/Column), '人事・評報' (Personnel/Report), 'イベント' (Events), and '今日の' (Today's). Below the menu is a navigation bar with icons for '主要' (Main), '政治' (Politics), '経済' (Economy), '社会' (Society), '国際' (International), 'スポーツ' (Sports), '地域' (Region), and 'くらし' (Life). The main headline is '糸数さん発言要旨 国連先住民族会議' (Summary of发言 by Shitsuo-san at the UN Permanent Forum on Indigenous Issues). The date is 2014年9月25日 10:11. Below the headline are social sharing buttons for Facebook, Twitter, and Email.

## 政治

### 糸数さん発言要旨 国連先住民族会議

2014年9月25日 10:11

いいね! 0 シェア ブックマーク 0 ツイート 共有する

県選出参院議員の糸数慶子さんは22日に開かれた「先住民族の権利の履行」をテーマにした分科会で登壇し、名護市辺野古の新基地建設について発言した。要旨は次の通り。



先住民族の権利を履行するという、日本政府の概括的な立場は歓迎したい。しかし日本政府が琉球民族を先住民族と認めていないことは大変遺憾に思う。

国連先住民族権利宣言18条の意思決定に参加する権利を強調したい。この権利は、同宣言3条における自己決定権の行使の一形態だ。琉球民族は長年、沖縄の米軍基地に反対してきた。日本の面積の0・6%を占めるにすぎない琉球・沖縄に、在日米軍専用施設の74%が集中している現状は明らかな差別だからだ。

しかし日本政府はこの意見を全く考慮せず、むしろ辺野古と高江に新たな軍事施設を建設しようとしている。琉球民族の多くが反対する基地建設の強行は、意思決定に参加する先住民族の権利に明白に違反するとともに国連宣言30条の軍事活動の禁止にも違反する。

従って日本政府に、琉球・沖縄の先住民族の意見を尊重するよう要求する。

### 先住民族<sup>1</sup>の権利に関する国際連合宣言（仮訳）

国連総会第61回会期 2007年9月13日採択

(国連文書 A/RES/61/295 付属文書)

#### 第30条 【軍事活動の禁止】

1. 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該の先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われない。
2. 国家は、彼／女らの土地や領域を軍事活動で使用する前に、適切な手続き、特にその代表機関を通じて、当該民族と効果的な協議を行う。



# 結論

中国の嘘に目的の無い嘘はない。  
嘘の背後には、必ず中国共産党の意思と戦略がある。

中国が日本に何度も求めている「4つの原則的共通認識の遵守」とは、「日本はポツダム宣言、カイロ宣言を遵守して琉球の主権を放棄せよ！」という意味である。

完全なる虚喝だが、無視し沈黙を続けることは、国際的に不利に追い込まれるのみならず、中国から見たら日本は約束を何度も破っていることになり、対日制裁や武力行使の口実に利用される。

よって、日本も国家レベルで、対中歴史戦、法律戦を練り上げ、反撃することが急務である。



要請書

二月一日、中国で武力行使を認める海警法が施行され、海上保安庁の巡視船、日本漁船、更には、海上自衛隊の艦船も対象になる危険性がある。海警法は、海警局が中央軍事委員会の軍規及び命令に基づき、防衛活動等の業務に就くことを定められている。一方、海上保安庁は、海上保安庁法二〇条により、外国の軍艦や各國の政府が保有する船舶への武器の使用が禁止されており、正当防衛の範囲でしか武器を使うことが許されていない。更に同二五条により、軍隊の任務や機能を持つことも禁止されている。よって現行法下で、海警局との武力衝突及び海上自衛隊への防衛出動が出されることになる。しかし閣議決定された時には、すでに尖閣諸島の実効支配を失っている可能性が高い。早急に、海上保安庁及び自衛隊が緊密に連携して尖閣諸島防衛の任務を果たせるよう法整備が急務である。更に、自衛隊が出動した場合、中国の国際世論戦により、日本が不利な立場に立たされないように先手を打つことも急務である。

このようなか、中国は昨年から尖閣でことを起こすたび、日本側に「四つの原則的共通認識（昭和四七年の日中共同声明に始まる日中間の四つの政治文書のこと）」の遵守を求めているが、これらの政治文書は、尖閣諸島と何ら関係ないものである。更に、二月三日、第一二回日中高級事務レベル海洋協議が開催され、四つの政治文書の四番目の平成二十年の「戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明」での合意に基づいて、日中間で東シナ海を「平和・協力・友好」の海とするとの目標の実現を協力推進していくことで一致した。しかしこうした合意は中国側が約束のすり替えにより悪用し、日本は国際的に不利な立場に追いやられる危険性がある。

よつて、中国の武力による脅し及び狡猾な外交工作による謀略から我が国の尖閣諸島の主権を断固として守るために以下要請する。

一、 尖閣諸島で中国側が事を起こす前に、中国海警局の船は、単なる法執行機関ではなく、事実上人民解放軍統制下の軍艦であり、尖閣海域への侵入は軍事侵略であることを米豪等同盟国とともに国際発信し、各国に、日本は自衛のために自衛隊で対処する可能性があるという了承を取り付けておくこと。

一、 国際社会に対しても尖閣諸島の主権も施政権も日本にあるということを目に見える形で示すために、公共施設の設置や上陸して環境調査等を行うこと。

一、 他国に尖閣諸島への上陸の隙を与えないために、平時から有事においてシームレスに海上保安庁と自衛隊が連携できる法整備を早急におこなうこと

一、 中国側が昭和四十七年の日中共同声明に始まる四つの政治文書を尖閣諸島と絡めてくるような発言や動きが少しでもあつたら、中国側のすり替えを公式に非難し、日中間の認識が一致し、かつ尖閣諸島の安全保障上の懸念が払拭されるまで、全ての合意を直ちに棚上げにすること。

令和三年二月十七日

「尖閣諸島の早期実効支配を求める緊急国民集会」 参加者一同

